

総財経第 70 号
平成 21 年 4 月 1 日
(改正 令和 3 年 4 月 26 日総財準第 129 号)

各都道府県総務部長
(各都道府県財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い)
各指定都市財政担当局長
(各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い)
関係一部事務組合管理者
(都道府県・指定都市が加入するもの)
関係広域連合の長
(都道府県・指定都市が加入するもの)

殿

総務省自治財政局準公営企業室長
(公 印 省 略)

災害時の医療確保に必要な公立病院の施設整備に係る財政措置の取扱いについて
(通知)

「災害医療対策事業等実施要綱」(平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労働省医政局長通知)に基づく災害拠点病院等の指定を受けた公立病院の施設整備については、従来から、災害時における救急医療の確保に必要な施設整備として、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備を対象として地方財政措置を講じているところですが、令和 3 年度以降、当該財政措置について下記のとおり拡充を図り、対象となる病院の範囲の拡大等の措置を講じることとしたので、通知します。

各都道府県においては、下記の財政措置を活用して、公立病院の施設の耐震化等の計画的な推進を図るとともに、都道府県内の関係市町村並びに関係企業団及び関係一部事務組合等に対しても、この趣旨を周知するようお願いします。

記

第 1 対象医療施設

次の 1 又は 2 に該当する公立病院を対象とする。

- 1 「災害医療対策事業等実施要綱」(平成 21 年 3 月 30 日付け医政発第 0330007 号厚生労

働省医政局長通知)に基づく次の医療機関

- (1) 災害拠点病院
 - (2) 災害拠点精神科病院
 - (3) 「地震防災対策特別措置法」(平成7年法律第111号)に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に定められた耐震化を必要とする医療施設
 - (4) 平成10年度に建設省により実施された「災害弱者関連施設に係る土砂災害緊急点検調査」(平成10年9月3日付け建設省河砂発第44号・建設省河傾発第62号建設省河川局砂防課長・傾斜地保全課長通知)において調査対象となった土石流危険区域、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所又は土砂災害注意区域(以下「危険地域等」という。)若しくは危険地域等の範囲を外れる場合でも土砂災害の影響が及ぶ可能性があると認められる地域に所在する医療施設
- 2 「救急医療対策事業実施要綱」(平成15年5月27日付け医政発第0527008号厚生労働省医政局長通知)に基づく救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院、小児救急医療支援事業参加病院、共同利用型病院その他災害時における医療の提供に必要な医療機関であると認められる医療施設(原則として第二次救急医療施設として必要な診療機能を有しているものに限る。)

第2 対象事業

第1において対象となる医療施設(以下「災害拠点病院等」という。)が災害時における救急医療の提供のために必要な施設整備として行う事業のうち、通常の診療に必要な施設を上回る施設の整備事業(下記の1から3までのうちいずれかに該当するものをいい、災害拠点病院等の建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。)とする。

- 1 耐震化を必要とする医療機関として必要となる既存建物に対する補強工事
- 2 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置(これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。)
- 3 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

第3 財政措置

第2の対象事業に係る建設又は改良に要する経費に充てた地方債の元利償還金については、その全額を一般会計からの繰入れ対象とし、当該繰入れについては、その70%相当額を密度補正により各地方公共団体の地方債の同意等額に応じて基準財政需要額に算入する。

第4 その他

本通知は、第2の対象事業のうち、その建設又は改良に要する経費に充てるための地方債の発行について、令和3年度以降に同意等を得たものについて適用し、令和2年度以前に同意等を得た事業については、なお従前の例による。